

令和元年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和2年8月

目 次

1	令和元年度決算	1
2	各会計別収支状況	2
3	一般会計款別歳入	3
4	一般会計款別歳出	4
5	一般会計性質別歳入	5
6	一般会計性質別歳出	6
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	7
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	8
9	基金現在高集計表	9
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	10
11	実質公債費比率	11
12	将来負担比率	12
13	資金不足比率	13

1 令和元年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	30年度 実質収支
一般会計	205,121,933	204,376,824	745,109	414,021	331,088	364,109
特別会計	104,174,768	102,952,639	1,222,129	-	1,222,129	5,945,019
合 計	309,296,701	307,329,463	1,967,238	414,021	1,553,217	6,309,128

(総収益) (総費用) (純利益又は損失)

(当年度未処分利益
剰余金又は当年度未
処理欠損金) (前年度繰越利益
剰余金又は前年度
繰越欠損金)

企業会計	65,066,752	60,193,573	4,873,179	-	13,652,602	6,131,629
------	------------	------------	-----------	---	------------	-----------

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	元 年 度		30 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	745,109	96.8	769,646	195.2	△ 24,537
翌年度に繰り 越すべき財源	414,021	102.1	405,537	204.9	8,484
実 質 収 支	331,088	90.9	364,109	185.5	△ 33,021
単 年 度 収 支	△ 33,021	-	167,778	-	△ 200,799
財政調整基金積立金	187,345	30.4	616,256	296.3	△ 428,911
繰上償還金	4,159,900	179.3	2,319,900	皆増	1,840,000
財政調整基金取崩額	-	-	-	皆減	0
実質単年度収支	4,314,224	139.0	3,103,934	-	1,210,290

(単位：千円、%)

区 分	元 年 度		30 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地方債現在高	230,631,718	95.4	241,728,627	98.4	△ 11,096,909
債務負担行為額	29,079,878	153.6	18,936,360	101.0	10,143,518
主要3基金年度末 現在高	22,738,244	117.1	19,412,652	112.3	3,325,592

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	30年度 実質収支
一 般 会 計	205,121,933	204,376,824	745,109	414,021	331,088	364,109
特 別 会 計	104,174,768	102,952,639	1,222,129	-	1,222,129	5,945,019
国民健康保険 事業費	51,468,995	50,928,887	540,108	-	540,108	4,613,420
地方卸売市場 事業費	421,330	288,009	133,321	-	133,321	124,719
育英事業費	7,592	7,592	-	-	-	-
農業共済事業費	17,600	11,176	6,424	-	6,424	6,611
公共用地 先行取得事業費	2,061,167	2,061,167	-	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	16,939	16,577	362	-	362	106
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	33,080	27,115	5,965	-	5,965	18,346
青少年健全 育成事業費	7,035	7,035	-	-	-	-
介護保険事業費	43,850,726	43,385,641	465,085	-	465,085	998,082
後期高齢者医療 事業費	6,290,304	6,219,440	70,864	-	70,864	183,735
合 計	309,296,701	307,329,463	1,967,238	414,021	1,553,217	6,309,128

(当年度未処分利益 (前年度繰越利益
益剰余金又は当年度未処理欠損金) 剰余金又は前年度
繰越欠損金)

	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)			
企 業 会 計	65,066,752	60,193,573	4,873,179	-	13,652,602	6,131,629
水道事業	9,003,012	8,021,177	981,835	-	2,104,400	-
工業用水道事業	1,778,202	1,423,443	354,759	-	508,002	-
下水道事業	12,363,299	10,677,342	1,685,957	-	1,685,957	-
モータースポーツ 競走事業	41,922,239	40,071,611	1,850,628	-	9,354,243	6,131,629

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款	令和元年度			平成30年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 市 税	80,591,085	101.7	39.3	79,238,902	100.6	38.5	1,352,183
10 地 方 譲 与 税	785,900	101.3	0.4	775,527	100.9	0.4	10,373
11 利 子 割 交 付 金	68,530	51.9	0.0	132,149	100.3	0.1	△ 63,619
12 配 当 割 交 付 金	444,120	112.2	0.2	395,966	83.5	0.2	48,154
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	238,078	75.9	0.1	313,846	65.5	0.1	△ 75,768
14 地 方 消 費 税 交 付 金	7,757,202	96.3	3.8	8,055,974	105.1	3.9	△ 298,772
16 自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,749	47.0	0.1	341,742	122.0	0.2	△ 180,993
17 環 境 性 能 割 交 付 金	45,283	皆増	0.0	-	-	-	45,283
18 地 方 特 例 交 付 金	936,996	243.5	0.5	384,750	119.8	0.2	552,246
20 地 方 交 付 税	12,845,538	105.4	6.3	12,190,178	107.0	5.9	655,360
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,270	101.0	0.0	62,621	94.5	0.0	649
30 分 担 金 及 び 負 担 金	1,142,684	75.7	0.6	1,509,019	94.3	0.7	△ 366,335
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,799,270	98.7	3.3	6,889,838	102.2	3.3	△ 90,568
40 国 庫 支 出 金	48,489,422	103.0	23.6	47,098,493	99.0	22.9	1,390,929
45 県 支 出 金	12,658,709	109.8	6.2	11,527,129	94.8	5.6	1,131,580
50 財 産 収 入	5,653,424	213.7	2.7	2,645,787	87.8	1.3	3,007,637
55 寄 付 金	46,007	21.4	0.0	214,541	92.1	0.1	△ 168,534
60 繰 入 金	2,741,703	284.5	1.3	963,655	63.1	0.5	1,778,048
65 繰 越 金	769,646	190.1	0.4	404,884	62.7	0.2	364,762
70 諸 収 入	6,528,039	98.8	3.2	6,604,856	102.4	3.2	△ 76,817
75 市 債	16,356,278	62.6	8.0	26,136,066	127.3	12.7	△ 9,779,788
合 計	205,121,933	99.6	100.0	205,885,923	102.5	100.0	△ 763,990

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款	令和元年度			平成30年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 議 会 費	814,071	98.3	0.4	828,253	105.8	0.4	△ 14,182
10 総 務 費	19,951,348	117.2	9.7	17,018,106	106.5	8.3	2,933,242
15 民 生 費	101,148,539	102.9	49.5	98,305,625	97.6	47.9	2,842,914
20 衛 生 費	13,145,880	99.6	6.4	13,204,833	98.0	6.5	△ 58,953
25 労 働 費	157,322	95.8	0.1	164,175	108.0	0.1	△ 6,853
30 農 林 水 産 業 費	146,806	126.2	0.1	116,341	95.3	0.1	30,465
35 商 工 費	1,832,617	131.9	0.9	1,389,347	99.8	0.7	443,270
40 土 木 費	17,733,218	86.2	8.7	20,573,811	109.9	10.0	△ 2,840,593
45 消 防 費	4,858,555	99.0	2.4	4,906,269	103.3	2.4	△ 47,714
50 教 育 費	15,433,718	92.5	7.5	16,688,898	91.2	8.1	△ 1,255,180
53 災 害 復 旧 費	174,829	577.7	0.1	30,264	皆増	0.0	144,565
55 公 債 費	28,957,612	90.9	14.2	31,863,262	122.8	15.5	△ 2,905,650
60 諸 支 出 金	22,309	82.3	0.0	27,093	99.6	0.0	△ 4,784
65 予 備 費	-	-	-	-	-	-	-
合 計	204,376,824	99.6	100.0	205,116,277	102.3	100.0	△ 739,453

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

	令和元年度		平成30年度		比較増減		
	前年比	構成比	前年比	構成比			
自主財源	104,271,858	105.9	50.8	98,471,482	99.5	47.8	5,800,376
市税	80,591,085	101.7	39.3	79,238,902	100.6	38.5	1,352,183
使用料及び手数料	6,799,270	98.7	3.3	6,889,838	102.2	3.3	△ 90,568
繰入金	2,741,703	284.5	1.3	963,655	63.1	0.5	1,778,048
その他	14,139,800	124.3	6.9	11,379,087	95.3	5.5	2,760,713
依存財源	100,850,075	93.9	49.2	107,414,441	105.5	52.2	△ 6,564,366
地方消費税交付金	7,757,202	96.3	3.8	8,055,974	105.1	3.9	△ 298,772
地方交付税	12,845,538	105.4	6.3	12,190,178	107.0	5.9	655,360
国庫支出金	48,489,422	103.0	23.6	47,098,493	99.0	22.9	1,390,929
県支出金	12,658,709	109.8	6.2	11,527,129	94.8	5.6	1,131,580
市債	16,356,278	62.6	8.0	26,136,066	127.3	12.7	△ 9,779,788
その他	2,742,926	114.0	1.3	2,406,601	95.5	1.2	291,042
合計	205,121,933	99.6	100.0	205,885,923	102.5	100.0	△ 763,990

市税	80,591,085	101.7	39.3	79,238,902	100.6	38.5	1,352,183
地方譲与税	785,900	101.3	0.4	775,527	100.9	0.4	10,373
利子割交付金	68,530	51.9	0.0	132,149	100.3	0.1	△ 63,619
配当割交付金	444,120	112.2	0.2	395,966	83.5	0.2	48,154
株式等譲渡所得割交付金	238,078	75.9	0.1	313,846	65.5	0.1	△ 75,768
地方消費税交付金	7,757,202	96.3	3.8	8,055,974	105.1	3.9	△ 298,772
自動車取得税交付金	160,749	47.0	0.1	341,742	122.0	0.2	△ 180,993
環境性能割交付金	45,283	皆増	0.0	-	-	-	45,283
地方特例交付金	936,996	243.5	0.5	384,750	119.8	0.2	552,246
地方交付税	12,845,538	105.4	6.3	12,190,178	107.0	5.9	655,360
交通安全対策特別交付金	63,270	101.0	0.0	62,621	94.5	0.0	649
市債	7,026,778	86.0	3.4	8,174,766	104.2	4.0	△ 1,147,988
主な一般財源	110,963,529	100.8	54.1	110,066,421	101.7	53.5	897,108

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税	12,845,538	105.4	6.3	12,190,178	107.0	5.9	655,360
普通交付税	12,360,552	105.7	6.0	11,697,359	107.1	5.7	663,193
特別交付税	484,986	98.4	0.3	492,819	104.6	0.2	△ 7,833
臨時財政対策債	7,026,778	86.0	3.4	8,174,766	104.2	4.0	△ 1,147,988
合計	19,872,316	97.6	9.7	20,364,944	105.8	9.9	△ 492,628

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和元年度			平成30年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費	138,900,187	102.2	67.9	135,895,276	99.7	66.3	3,004,911
人件費	28,283,366	100.9	13.8	28,037,987	102.0	13.7	245,379
物件費	19,555,518	103.5	9.6	18,892,980	100.8	9.2	662,538
扶助費	74,864,503	102.8	36.6	72,844,455	98.1	35.5	2,020,048
その他	16,196,800	100.5	7.9	16,119,854	101.5	7.9	76,946
投資的経費	14,963,485	79.1	7.3	18,907,625	99.5	9.2	△ 3,944,140
普通建設事業費	14,748,255	79.0	7.2	18,675,609	98.3	9.1	△ 3,927,354
災害復旧事業費	215,230	92.8	0.1	232,016	皆増	0.1	△ 16,786
貸付金等	6,884,607	164.7	3.4	4,179,274	110.7	2.0	2,705,333
公債費	28,957,514	90.9	14.2	31,863,163	122.8	15.5	△ 2,905,649
他会計繰出金	14,671,031	102.8	7.2	14,270,939	92.9	7.0	400,092
予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	204,376,824	99.6	100.0	205,116,277	102.3	100.0	△ 739,453

義務的経費	129,274,183	103.6	63.2	124,786,005	100.1	60.8	4,488,178
人件費	28,283,366	100.9	13.8	28,037,987	102.0	13.7	245,379
扶助費	74,864,503	102.8	36.6	72,844,455	98.1	35.5	2,020,048
公債費	26,126,314	109.3	12.8	23,903,563	104.2	11.7	2,222,751

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

人件費	28,283,366	100.9	13.8	28,037,987	102.0	13.7	245,379
職員給与	19,317,589	101.8	9.4	18,982,627	102.2	9.3	334,962
退職手当	1,545,107	92.4	0.8	1,671,417	119.7	0.8	△ 126,310
その他	7,420,670	100.5	3.6	7,383,943	98.3	3.6	36,727

注2 職員給与は、一般職にかかる給料及び職員手当（退職手当、児童手当を除く。）の総額

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款					予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
		当初予算額	補正予算額	30年度からの繰越額					
05	市 税	79,803,695	387,000		80,190,695	83,280,680	80,591,085	195,617	2,507,155
10	地 方 譲 与 税	756,001	0		756,001	785,900	785,900	0	0
11	利 子 割 交 付 金	85,000	0		85,000	68,530	68,530	0	0
12	配 当 割 交 付 金	392,000	0		392,000	444,120	444,120	0	0
13	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	625,000	0		625,000	238,078	238,078	0	0
14	地 方 消 費 税 交 付 金	8,250,000	△ 500,000		7,750,000	7,757,202	7,757,202	0	0
16	自 動 車 取 得 税 交 付 金	152,000	0		152,000	160,749	160,749	0	0
17	環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0		60,000	45,283	45,283	0	0
18	地 方 特 例 交 付 金	920,605	40,000		960,605	936,996	936,996	0	0
20	地 方 交 付 税	12,003,000	791,552		12,794,552	12,845,538	12,845,538	0	0
25	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	65,000	0		65,000	63,270	63,270	0	0
30	分 担 金 及 び 負 担 金	1,141,159	△ 4,816		1,136,343	1,347,568	1,142,684	33,700	171,878
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,866,967	0		6,866,967	7,194,690	6,799,270	67,910	327,927
40	国 庫 支 出 金	48,926,251	△ 157,473	1,103,991	49,872,769	49,851,866	48,489,422	0	1,362,444
45	県 支 出 金	13,327,637	△ 331,498	47,425	13,043,564	12,802,227	12,658,709	0	143,518
50	財 産 収 入	2,209,340	3,425,927		5,635,267	5,666,831	5,653,424	0	13,407
55	寄 付 金	59,464	1,820		61,284	46,007	46,007	0	0
60	繰 入 金	5,300,713	54,597		5,355,310	2,741,703	2,741,703	0	0
65	繰 越 金	1	364,108	405,537	769,646	769,646	769,646	0	0
70	諸 収 入	6,348,767	83,871		6,432,638	8,690,341	6,528,039	108,630	2,053,878
75	市 債	17,707,400	265,278	1,374,700	19,347,378	18,426,778	16,356,278	0	2,070,500
	合 計	205,000,000	4,420,366	2,931,653	212,352,019	214,164,003	205,121,933	405,857	8,650,707

注1 収入未済額は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	30年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	R2年度への繰越額	不用額
05	議会費	817,733	4,863			822,596	814,071		8,525
10	総務費	16,390,834	4,497,654	205,300	8,658	21,102,446	19,951,348	705,967	445,131
15	民生費	103,765,328	△ 816,526	815,907	146	103,764,855	101,148,539	987,554	1,628,762
20	衛生費	13,482,914	△ 31,875	56,221		13,507,260	13,145,880	16,478	344,902
25	労働費	160,470	683			161,153	157,322		3,831
30	農林水産業費	128,508	9,531	12,583		150,622	146,806		3,816
35	商工費	2,474,488	△ 264,295	42,744		2,252,937	1,832,617	1,532	418,788
40	土木費	18,286,452	△ 91,549	1,149,840	378	19,345,121	17,733,218	1,223,942	387,961
45	消防費	4,825,483	49,169	28,968	386	4,904,006	4,858,555	7,667	37,784
50	教育費	15,240,587	1,405,154	444,690	7,364	17,097,795	15,433,718	1,054,548	609,529
53	災害復旧費	1		175,400		175,401	174,829		572
55	公債費	29,305,565	△ 343,256			28,962,309	28,957,612		4,697
60	諸支出金	21,637	813			22,450	22,309		141
65	予備費	100,000			△ 16,932	83,068			83,068
合計		205,000,000	4,420,366	2,931,653	-	212,352,019	204,376,824	3,997,688	3,977,507

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	平成30年度末 現在高	令和元年度増減		令和元年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財 政 調 整 基 金	6,767,626	187,345	-	6,954,971
減 債 基 金	9,265,409	4,935,260	2,496,137	11,704,532
う ち 通 常 分	5,042,081	4,692,887	2,359,900	7,375,068
う ち F M 分	4,223,328	242,373	136,237	4,329,464
公 共 施 設 整 備 保 全 基 金	3,379,617	714,028	14,904	4,078,741
う ち 通 常 分	3,379,617	471,655	14,904	3,836,368
う ち F M 分	-	242,373	-	242,373
公 害 病 認 定 患 者 救 済 事 業 基 金	242,078	-	10,727	231,351
市 民 福 祉 振 興 基 金	1,716,662	4,303	19,103	1,701,862
環 境 基 金	712,879	32,916	23,492	722,303
緑 化 基 金	601,483	1,203	3,105	599,581
育 英 事 業 基 金	506,050	-	5,915	500,135
動 物 愛 護 基 金	39,328	13,374	5,654	47,048
富 松 住 宅 管 理 基 金	210,005	4,094	-	214,099
青 少 年 健 全 育 成 基 金	440,200	2,100	3,566	438,734
教 育 振 興 基 金	215,122	7,428	21,569	200,981
新 本 庁 舎 建 設 基 金	767,323	254,157	-	1,021,480
み ん な の 尼 崎 城 基 金	173,213	4,925	-	178,138
文 化 振 興 基 金	11,501	2,883	3,996	10,388
暴 力 団 排 除 活 動 支 援 基 金	-	3,901	1,999	1,902
歴 史 博 物 館 資 料 取 得 基 金	150,000	-	150,000	-
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,982,786	288,356	-	2,271,142
国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	-	3,610,733	-	3,610,733
合 計	27,181,282	10,067,006	2,760,167	34,488,121

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

①実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 322,490 \text{千円 (黒字)}}{100,574,335 \text{千円}} = \Delta 0.32\%$$

②連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 40,926,109 \text{千円 (黒字)}}{100,574,335 \text{千円}} = \Delta 40.69\%$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等 対 象 と な る 会 計 の 一 部	一般会計	322
	育英事業費会計	-
	公共用地先行取得事業費会計	-
	公害病認定患者救済事業費会計	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	-
	青少年健全育成事業費会計	-
実質収支額 A		322
① 実質赤字比率		- (Δ 0.32)

公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	8,483
		工業用水道事業会計	9,412
		下水道事業会計	12,263
		モーターボート競走事業会計	9,230
		地方卸売市場事業費会計	133
	小計 B		39,521
	そ の 他 の 会 計	国民健康保険事業費会計	540
		介護保険事業費会計	465
		後期高齢者医療事業費会計	71
		農業共済事業費会計	7
小計 C		1,083	
連結実質収支額 A + B + C		40,926	
② 連結実質赤字比率		- (Δ 40.69)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(令和元年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成29年度	13.44	12.1%
平成30年度	11.38	
令和元年度	11.69	

令和元年度単年度の比率 $\frac{21,832,603\text{千円}-11,408,193\text{千円}}{89,166,142\text{千円}} = 11.69\%$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比較
実質公債費比率	13.5	12.9	12.1	△ 0.8

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	---	--

本市の比率 $\frac{280,915,892\text{千円}-220,627,122\text{千円}}{89,166,142\text{千円}} = 67.6\%$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比較
将来負担比率	102.6	88.2	67.6	△ 20.6

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称		令和元年度 決 算	平成30年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	—	—	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「—」表示となっている。

用語解説

語句	解説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから 10 年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね 75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、各行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならぬという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語 句	解 説
経営健全化基準	<p>公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の2倍に設定されている。</p>
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	<p>当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。</p> $\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100 (\%)$ <p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。</p>
公共施設マネジメント計画	<p>本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「圧縮と再編」、②「予防保全による長寿命化」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。</p> <p>①「圧縮と再編」としては、令和元年7月に第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）に係る「今後の具体的な取組」を策定し、また、②「予防保全による長寿命化の取組」としては、平成31年1月に「第1次保全計画」を策定し、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。</p> <p>①「圧縮と再編」の取組に伴い生じる不動産売払収入については、原則として基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。</p>

語 句	解 説
サ行	
財政再生基準	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の 3 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の財政再生基準・・・20% 旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は 20% で設定されている。 ・連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% 早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準(20%)に 10% を加算し、市町村については、30% で設定されている。 経過措置として、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度以降は 30% とされている。 ・実質公債費比率の財政再生基準・・・35% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である 35% となっている。
債務保証	<p>円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。</p>
市債充当率の 嵩上げ	<p>地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一般会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には 75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。</p>
自主財源	<p>地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。</p>
実質赤字比率	<p>一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など 5 特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大さを示すものである。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大さを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。</p>
実質収支	<p>形式収支－翌年度に繰り越すべき財源</p>

語句	解説
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	公営企業や地方公社、第三セクター等も含め、一般会計等が実質的に負担するものを負債として捉えるべきといった考え方に基づいて、現状では財政が健全であっても、実質的な債務が増大することにより、将来の収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性があることから、そのような事態を未然に防ぎ、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するため、地方公共団体の実質的な負債と当該団体の財政規模の償還能力を比較する指標である。
早期健全化基準	<p>実質赤字比率をはじめとする 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から 10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて 11.25%から 15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から 15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて 5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて 16.25%から 20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である 25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は 350%で設定されている。
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受け、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。
夕行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支

語句	解説
地方交付税	<p>地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。</p> <p>地方交付税のうち、総額の 94%は普通交付税、6%は特別交付税として交付される。</p> <p>普通交付税は、自治体ごとに算定される基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、災害等のほか、特別な財政需要など普通交付税の算定に反映されなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。</p>
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高
統一的な基準による財務書類	<p>発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。</p> <p>なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成 28 年度決算分から作成している。</p>
ハ行	
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ラ行	
臨時財政対策債	<p>地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。</p>
連結実質赤字比率	本市が設置する全 15 会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計					
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計 農業共済事業費会計	公営事業会計				
		法非適用企業 地方卸売市場事業費会計(市場事業)					
	法適用企業 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	資金不足比率					
	一部事務組合、広域連合 丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合						
	地方公社、第三セクター 尼崎市土地開発公社 (債務保証) (社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)						

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ~15%	16.25% ~20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

